【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2024年4月3日提出

【発行者名】 なかのアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中野 晴啓

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町5丁目1番

【電話番号】 03-6661-0508

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 (

信託受益証券の金額】

なかの世界成長ファンド

(1)当初申込額 300億円を上限とします。

(2)継続申込額

1兆円を上限とします。 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

1/33

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

なかの世界成長ファンド(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。 ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の 「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、 株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機 関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿 に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむ を得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間:300億円を上限とします。 継続申込期間:1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ l1.

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初申込期間:2024年4月19日から2024年4月24日までとします。 継続申込期間:2024年4月25日から2025年7月24日までとします

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/

電話番号 03-6661-0508

受付時間:午前9時~午後5時(土、日、祝・休日は除きます。)

(9)【払込期日】

当初申込期間

・取得申込者は、 申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。

- ・申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。 継続申込期間
- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込ま れます。

EDINET提出書類 なかのアセットマネジメント株式会社(E39468) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 主として、内外の投資信託への投資を通じて、世界の成長企業に投資を行い、信託財産の長期的な成長 を図ることを目的に運用を行います。 ファンドの基本的性格 1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対	象地域		象資産 D源泉)
	国	内	株	式
単位型投信		ΡŢ	債	券
	海	外	不動剂	全投信
追加型投信		2576	その任	也資産
	内	外	()
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資產	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	50. Ascrizosas		
债券	000000000000000000000000000000000000000	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公债 社债	(隔月)	欧州		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	-1-1		
()	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他	168600000	ファンズ	
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ		
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資產配分固定型 資產配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1.単位型投信・追加型投信の区分 (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをい
 - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファン ドをいう。
- 2.投資対象地域による区分
 - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものでいう。
 - (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ るものをいう。 3.投資対象資産による区分
- - | | (1)||株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が あるものをいう。
 - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が
 - (2) 原分: 日間兄音又は投資店記割がにおいて、組入資産による主たる投資収益が実質的に資分を源求とする自の記載があるものをいう。
 (3) 不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (4) その他資産: 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる
 - る資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる
 - 資産の名称記載も可とする。 (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実 質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4.独立した区分

 - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- ッ・ン。)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 (2)特殊型: きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

- 1.投資対象資産による属性区分
 - (1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

っ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほ か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。 (5)資産複合

(5) 資産復同 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な 変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産 を列挙するものとする。 2.決算規度による属性区分

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう

アジア:自論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が

あるものをいう。 アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記 載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

プァミリーファンド: 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 ファンド・オブ・ファンズ: 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の 記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うととも に各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを いう

いう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるという。

るいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- 世界の株式に投資することで、日本以外の魅力的な投資機会も捉えることを目指します。
- 長期の資産形成を目指して、長期視点で世界の成長企業(クオリティ・グロース企業)の 株式に投資を行います。
- 多面的な調査を行った上で、長期的に成長が期待される企業に投資をするアクティブ ファンドに、割安と考えられるタイミングで投資を行うことを目指します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

運用プロセス

世界の成長株投資における投資の3要素



投資プロセス



◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ 形式で運用を行います。



※マザーファンドを通じて内外の投資対象ファンドに投資を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。

◎ 主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は、行いません。
- デリバティブの直接利用は、行いません。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。) に、原則として以下の方針に基づき分配 を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、 分配を行なわないことがあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

運用チームから皆さまへ

世界を見渡すと、ゆっくりとではありますが確実なトレンドがいくつか存在すると考えます。

例えば、国連の推定によれば80億人いる世界人口は毎年約7000万人ずつ増加しており、これ は世界人口を毎年0.8%程度押し上げています。

その結果、人口が増加しているインドやインドネシアをはじめとするグローバルサウスと呼 ばれる新しい新興国の国々が世界の政治的、経済的重要度を増してきており、世界中の企業が 新しい工場を建設や、新しいマーケットの開拓を進めています。これらは、世界経済を押し上 げ、企業に新しい成長機会を提供するでしょう。

加えて、新しい技術も次々に出てきています。

AIの活用はいうに及ばず、自然エネルギーの活用、電気自動車へのシフトなど世界では新しい 技術を自社のビジネスに取り込むのに全力を挙げています。厳選した世界の競争力ある企業 に長期投資をすることによって、より広い成長機会を捉えることが出来ると考えます。

ぜひ、なかの世界成長ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

シニアポートフォリオマネジャー 居林 涌

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

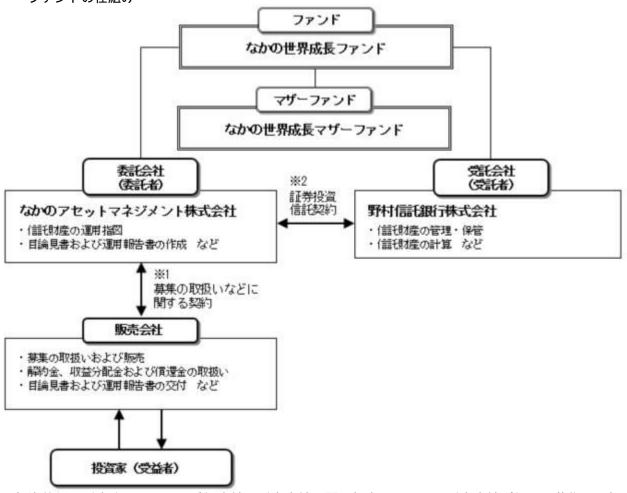
- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2024年4月25日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。ファンド・オブ・ファンズの仕組み
- ・当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ 形式で運用を行います。



※マザーファンドを通じて内外の投資対象ファンドに投資を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。

委託会社の概況(2024年2月末現在)

- 1)資本金 627百万円
- 2)沿革

2023年 9月 1日 なかのアセットマネジメント株式会社設立

3)大株主の状況

, , (III) = D (II)			
名 称	住 所	所有株数	議決権比率
中野 晴啓	東京都中央区	4,000株	50.2%
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番地 70号シーズンテラス	30,000株	15.1%
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13番1号	30,000株	15.1%
ソニーフィナンシャルグループ株式 会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号	25,000株	12.6%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

なかの世界成長マザーファンド 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ない ます。

なが。 ながの世界成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。 実質外貨建て資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- なかの世界成長マザーファンドが投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。 ・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド (クラ スS、円建て)

- へる、口煙とり ・コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定) ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定) ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
- アライアンス・バーンスタイン SICAV グローバル・グロース・ポートフォリオ

(2)【投資対象】

< なかの世界成長ファンド > なかの世界成長マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以 午同じ。) イ)有価証券

 - 口)約束手形
 - 八)金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ)為替手形 有価証券の指図範囲等

受証者は、信託金を、主として、なかのアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された、なかの世界成長マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1)国債証券
-) 地方債証券
- 3)特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きま
- 9。/ 4)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま

- す。)
 5)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 6)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 7)外国または外国の者の発行する証券または証書で6)の証券または証書の性質を有するものなお、1)から3)の証券を以下「公社債」といい、4)および5)の証券を以下「投資信託証券」と

金融商品の指図範囲等 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、 委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げ る金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含 みます。)により運用することの指図ができます。 みます。 1)預金

- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

<なかの世界成長マザーファンド>

内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以 育し。
 - イ)有価証券 口)約束手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として約款に定める投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図する ことができます。

- 1)国債証券 2)地方債証券
- 3)特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きま
- 9。/ 4)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま

- 4)及真信記念では、一次のです。)
 5)投資信託または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 6)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 7)外国または外国の者の発行する証券または証書で6)の証券または証書の性質を有するものなお、1)から3)の証券を以下「公社債」といい、4)および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます

- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ロー)
- 4) 手形割引市場において売買される手形

投資対象とするマザーファンドの概要<<なかの世界成長マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	内外の投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	主として、内外の投資信託証券への投資を通じて世界の成長企業に投資を行い、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。投資対象の候補とする指定投資信託証券は次のファンドとします。・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)・コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ 長期視点で世界の成長企業の株式に投資します。多面的な調査を行った上で、長期的に成長が期待される企業を発掘し、割安と考えられるタイミングで投資を行うことを目指します。指定投資信託証券の投資割合は、原則として世界各国の株式等へ投資する投資信託証券を高位に維持することを基本とします。世界の株式に投資することを基本とします。外貨建て資産については原則として為替へッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への直接投資は、行いません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信 託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	なかのアセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(参考) マザーファンドが投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

方価証券配出書担出口項方 系紅会社が知り得る情報に基づいており 会逸記載の突が変更される場合がおります。

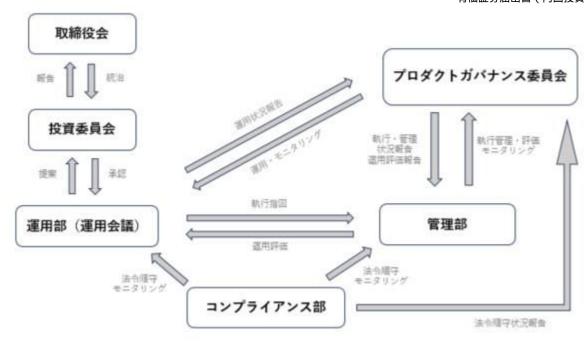
ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)		
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資証券(円建て)		
主な投資対象	世界(含む日本、新興国)の株式を主要投資対象とします。		
主な投資制限	同一発行体による有価証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内 とします。原則為替ヘッジは行いません。		
信託報酬	運用報酬:純資産総額に対し年率0.75%以内 (海外における消費税等相当額がかかる場合があります。)		
その他の費用など	純資産総額に対し年率0.10%以内 *年間最低報酬額や取引ごとに係る費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模 や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。		
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド		
ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド (適格機関投資家限定)		
形態	追加型投信/內外/株式/適格機関投資家限定		
投資対象	□加望技信/ P3 / / 株式/ 適倍機関技員家限定 コムジェスト世界株式 マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券 主要投資対象とします。		
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。		
信託報酬	総額:0.968%(消費税込)		
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。		
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社		
ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)		
形態	追加型投信/海外/株式/適格機関投資家限定		
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。) の受益証券を主要投資対象とします。		
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。		
信託報酬	総額:0.99% (消費税込)		
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。		
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社		

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	主としてABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10% 以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.90% (税抜) 委託会社:年0.80%、販売会社:年0.02%、受託会社:年0.08% 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(ただし、計算期間の最初の6カ月終了日 に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。)および毎計算期末ならびに信 託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
その他の費用など	純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。 ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV – グローバル・グロース・ポートフォリオ
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.40%上限 (国内における消費税等相当額はかかりません。)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営 に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

(3)【運用体制】

(3) LEの呼吸。 委託会社における運用体制は、以下の通りです。 <運用業務フロー図>

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

- 毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 1)分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 2)分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には、分配を行なわないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行い ます

- ます。 収益分配金の支払い <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>
- 、別能金円投資コース(日勤1771で、投資コース) 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。 <分配金受取りコース(一般コース)> 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

- 約款に定める投資制限 < なかの世界成長ファンド > 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。
 - 1) マザーファノト支金証券への投資割合には、投資制限を設けません。
 2) 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
 3)株式への直接投資は、行いません。
 4)外貨建資産への直接投資は、行いません。
 5)デリバティブの直接利用は、行いません。
 6)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

 - - 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
 - 7)外国為替予約取引の指図
 - イ)委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち 信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンド の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との 合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することが できます。
 - 口)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
 - たときは、担保の提供あるいは 8)有価証券の貸付けの指図および範囲
 - イ)委託者は、

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 時価合計額を超えないものとします。
 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3.投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 ロ)イ)の1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 ハ)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- とします。

9)信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

10) 資金の借入れ

- イ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合であるよう。)の指表をすることができます。なお、当該借入金をまっての表表を
- (コール市場を埋しる場合を合かよう。)の旧名ですることが、ころう。 600、日本日のよう。 もって有価証券等の運用は行なわないものとします。 口)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該 もしては債還金の人金日までの期間から言葉日以内である場合の当該期間とし、賃金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 こ)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- くなかの世界成長マザーファンド>

 1)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 2)株式への直接投資は、行いません。
 3)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 4)デリバティブ取引は、原則行いません。
 5)外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

 6)有価証券の貸付けの指図および範囲

 イ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3.投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する公社賃信託証券の時価合計額を超えないものとします。

 口)イ)の1.~3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 八)委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

 - 7)外国為替予約取引の指図

7)外国為替予約取引の指図

 イ)委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 ロ)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

 8)信用リスク集中回避のための投資制限

 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

法令による投資制限

スマによる投資的限 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律) 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資 者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元
- 本を割り込むことがあります。 ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

なかのアセットマネジメント株式会社(E39468)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の 経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。 ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

為替変動リスク 為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク 主要投資対象ファンドの投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税 制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難にな り、基準価額の下落要因となる可能性があります。 流動性リスク

流型により、 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等 により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リス クといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〈収益分配金に関する留意点〉 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超え て支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落すること になります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではあ りません。 りません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

<その他の留意点>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用

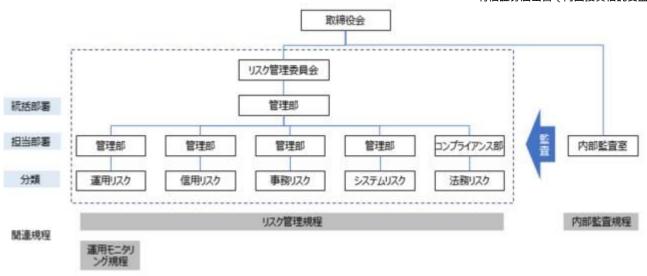
はありません。 ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払い が遅延する可能性があります。

一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流出入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。 法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

(2)リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

- 委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。
 委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。
 ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するため、運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
 ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性リスク管理体制の整備、運用について監督します。
- 管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

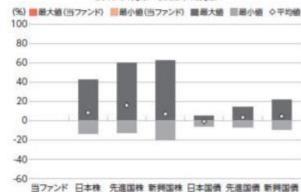
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定置的に比較できるように作成 したものです。

2019年1月末~2023年12月末

該当事項はありません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興菌株	日本国情	先進国債	新興国債
最大值	-	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
是小值	-	△ 12.8	A 12.4	△ 19.4	A 5.5	△.6.1	△ 8.8
平均值	=	8.4	16.2	7.2	△ 0.7	3.6	4.8

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大 値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの機落率につきまして は、設定前であるため掲載しておりません。
- *決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株······東亞株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株---MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債…NOMLIRA-BPI国債

た進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)
 新興国債…Pモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディパーシファイド(円ペース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各個数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信息性、正権性、完全性、最新性、網羅性、適 時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に配因する損害及び 一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証機価指数(TOPIX) 配当込み)は、日本の株式市場を広観に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を 老連したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社、PX総研又は株式会社、PX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス 配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc. が開発した。日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考 慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス 配当込み、円ペース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当 を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、気的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国债

NOMURA-BPI固備は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発 された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する署作権、悶褥権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コン サルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時 価総模で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属し ます。

JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディパーシファイド(円ペース)

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ディパーシファイド (円ペース) は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックス・エマージング・ マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】 ありません。
- (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、年率0.605%(税抜 0.55%)を乗じて得た額とします。 信託報酬の配分

1)ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分(年率/税抜)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率				
委託会社 販売会社 受託会社				
0.312%	0.208%	0.03%		

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容			
委託会社	会社 委託した資金の運用の対価		
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価		
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		

2)投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資対象ファンドの純資産額に年率0.4%~0.9%程度(税抜)を乗じて得た額とします。 運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「第1 ファンドの状況/2 投資方針/(2)投資数分(参考)マザーファンドが投資対象とする投資信託証券(投資 対象ファンド)の概要」をご覧ください。

3)実質的な負担 当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、年率1.3%±0.2%程度(税込)です。 投資対象ファンドの組入比率の変更などにより変動します。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月 終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに有価証券の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、 当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は その翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、当該消費税等相当額とともに信 その翌営業日とします。) る 託財産中から支払われます。

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。 監査に要する費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。 「その他の手数料等」については運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示する

ことができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらか じめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と なります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理制定)」の対象に が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱い
- 個人受益者の場合 1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれ かを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま

す。)を控除した利益 確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算 が可能です

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をで NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。 」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

は、販売会社にの同い言わせください。 法人受益者の場合 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

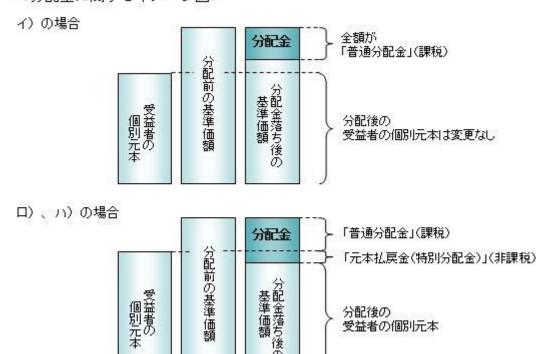
2) 益金不算入制度の適用

- ^ 益金木算入制度は適用されません。 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 個別元本

-)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ
- ん。)が個別元本になります。
 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 第通分配金と元本払戻金(特別分配金) 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 2)受益者が収益分配金を受け取る際
- - 受益者が収益分配金を受け取る際 イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。 ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益
 - 者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

個別元本 の 番者の



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

一価額

0

分配後の

受益者の個別元本

EDINET提出書類

なかのアセットマネジメント株式会社(E39468)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

日側証券届出書(内国投資信託上記は2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報



有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移

該当事項はありません。 ※当ファンドには、ベンチマークがありません。

ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法 販売会社所定の方法でお申し込みください。 (2)コースの選択

なかのアセットマネジメント株式会社(E39468)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

(公配金の金のではフース(一般コース)>

<分配金受取りコース(一般コース)> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。 販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時 までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 2024年11月5日以降、当日の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までとする予定

です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

い。 (5)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は 行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ユーロネクスト・パリの休業日__

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- ・ダブリンの銀行の休業日 (6)申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に取得申込口数を乗じて得 た額で<u>す</u>

顔です。 <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>において収益分配金を再投資する場合は、各計 算期間終了日の基準価額とします。

(7)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。(8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ

に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時 までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 2024年11月5日以降、当日の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までとする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ L1.

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいず いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ユーロネクスト・パリの休業日 解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行な

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ダブリンの銀行の休業日

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(5)解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/

電話番号 03-6661-0508

受付時間:午前9時~午後5時(土、日、祝・休日は除きます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(6) 手取額

」、 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。(9)受付の中止および取消______

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他や むを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を とができます
- 取用すことができます。 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回で きます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基 準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約 請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

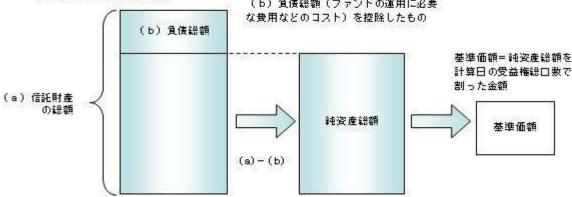
- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額=ファンドに組み 入れられている有価証券など全てを

時価などにより評価したもの

純資産総額=(a)信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要 な費用などのコスト)を控除したもの



有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。 ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則と してわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/

電話番号 03-6661-0508

受付時間:午前9時~午後5時(土、日、祝・休日は除きます。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2024年4月25日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月25日から翌年4月24日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。 ただし、第1計算期間は2024年4月25日から2025年4月24日までとします。

(5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること
 - イ)信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ハ)やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰
- 上償還させます
 - 上順遠させまり。 イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合 ロ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ロ)監督目庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、 ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。) こ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 4)繰上された場合に、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

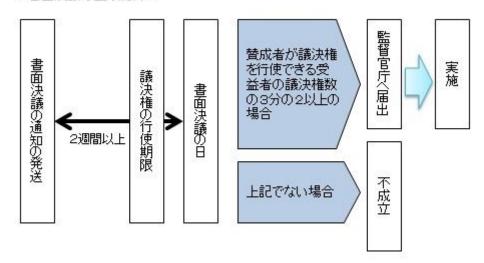
- (遺還金について)・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

- 信託約款の変更など 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、支託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の担定を適用します。
- 議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し ます。
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5)当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/ なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

- 運用報告書の作成 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状

(宝体版)の交別請求があった場合には、交別します。 ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/ 関係法人との契約について 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満 了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間 延長されるものとし、以後も同様とします。 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限 受益者の氏名などの開示の請求の制限

次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。 受益者は、

- 受益者は、委託会社または受託会社に対し、 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。(1)収益分配金・償還金受領権

- - 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 Ûます。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金につい 間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。 受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年
- (2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

す。 (3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

EDINET提出書類 なかのアセットマネジメント株式会社(E39468) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【ファンドの経理状況】

- (1)ファンドの運用は、2024年4月25日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。(2)ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務をは、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- されます。 (3)委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する 規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

ヌ皿目は、安武云社がやりを侍ない事情なとにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
(2)受益者に対する特典 受益者は、 委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券

- 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また
- は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、張哲学の振替集に関する法律 た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律 の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する ことができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

(5) 支益権の持分割 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年2月末現在

資本金 627,500,000円 発行可能株式総数 200,000株 発行済株式総数 103.250株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後 (変更前)
2023年9月29日	172,500,000円(50,000,000円)
2023年11月30日	322,500,000円(172,500,000円)
2023年12月26日	472,500,000円(322,500,000円)
2024年2月9日	477,500,000円(472,500,000円)
2024年2月29日	627,500,000円(477,500,000円)

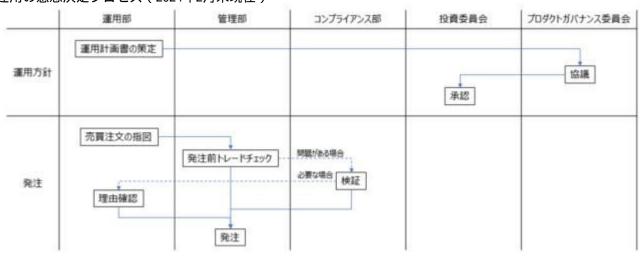
(2)会社の意思決定機関(2024年2月末現在)

・取締役会

教部は云 委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役、かつ1名 以上の監査役で構成されます。取締役及び監査役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあ たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積票によらないものとし ます。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とします。

(3)運用の意思決定プロセス(2024年2月末現在)



2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・2024年2月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	0	0
合計	0	0

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるなかのアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則 第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づい て作成します。
- (2)委託会社は、令和5年9月1日に設立され、令和6年2月7日に金融商品取引業の登録を行っております。第1期事業年度(自令和5年9月1日至令和6年3月31日)の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を予定しており、添付する財務諸表はございません。

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益計算書】

該当事項はありません。

(3)【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

,	<u>K/L/A II</u>		
-	名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

楽天証券株式会社	金融商品取引法に定める第 19,495百万円 金融商品取引業を営ん でいます。
----------	---

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社
 - ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1)受託会社 該当事項はありません。
- (2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。 (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

- 安式云社の主戦的市場に乗自旦球笛写のよび設立年月日 ファンドの基本的性格など 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など 目論見書の使用開始日 (3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載
 - らない旨の記載。

 - りない百の記載。 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求日論目書に掲載されている、「知知報

 - 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

 - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記
- (4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。
- (5)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

 (6)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」
 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の
- 内容の記載とすることがあります。
 (7)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
 (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
 (9)交付目論見書が見るしての記載

- 当初元本額についての記載。
- 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。 (10)目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

投資家の皆さまへ

資産運用立国とは、国民生活者に長期投資が行動文化として一般化しており、 資本市場からのリターンを多くの生活者が享受することによって、 相応に豊かなライフスタイルが定着した高度な成熟社会の姿なのです。

そして長期資産形成において、お金を働きに出す最も合理的な投資対象は地球経済。 即ち世界の経済成長軌道を養分にして、 お金をゆったりと育てて行く国際分散投資でありましょう。

「なかの世界成長ファンド」は、そうしたメインストリームに立脚して、 米欧日に新興国も含めた各地域にある高品質な成長企業を長期目線で厳選した ポートフォリオで、世界の株式市場の平均リターンを凌駕する長期的運用成果を目指す、 長期資産育成目的の国際分散型本格的アクティブ株式ファンドです。

> 当社が厳選するグッドカンパニーの評価軸を皆さまと共有しながら、 世界で活躍する素敵な成長企業と歩んで行く長期投資の旅を、 ぜひご一緒に楽しんで参りましょう!

> > なかのアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 中野 晴啓